

主 文

原判決を破棄する。  
被告人を懲役五年に処する。  
原審における未決勾留日数中一四〇日を右刑に算入する。  
押収してある納税証明書七通（東京高裁昭和五〇年押第五三六号の一ないし五、七、九）、納税証明書写九通（同押号の一八、三一、四四、五〇、五九に各添付）の各変造部分及び納税証明書八通（同押号の七ないし一四）、納税証明書写八通（同押号の八五、九一、九七、一〇三に各添付）の各偽造部分を没収する。  
訴訟費用は、別紙記載のとおり被告人の負担とする。

理 由

本件控訴の趣意は、弁護人平岡俊将、同坂間孝司、同笠原力連名の控訴趣意書及び控訴趣意補充書、弁護人田原義衛作成名義の控訴趣意補充書、同その二及び同その三（但し、同弁護人は、当審第四回公判期日において、「理由齟齬」の主張の点については裁判所の職権調査を促す趣旨であり、同第五回公判期日において右「控訴趣意補充書その三」は裁判所の職権発動を促す趣旨及び量刑事情として述べる趣旨である旨それぞれ陳述した）に各記載するところであり、これに対する答弁は、東京高等検察庁検察官検事西村常治作成名義の昭和五〇年一月十九日付、同五一年一月十七日付各答弁書に各記載するところであるから、ここに、これらを引用する。

弁護人平岡俊将、同坂間孝司、同笠原力の控訴趣意第一及び弁護人田原義衛の控訴趣意第一点の（一）（法令解釈適用の誤りの主張）について、所論は、要するに、原判示第一ないし第四の原判示各証明書、原告示各事項欄の改ざんは、これに続く複写文書の作成のためのものであつて、被告人らには原告示の改ざんの各証明書の原本をいずれも真正なものとして使用する意図がなく、「行使の目的」を欠くから、犯罪が成立せず、また、右各証明書は改ざんは、その複写文書を作成するための準備行為であつて、刑法上の「予備」を構成するに止り、犯罪を構成せず、更にまた、原判示第一ないし第四、第七、第八、第一二、第一四の改ざんの各証明書の複写文書は、原本ではなく、あくまでも写であつて、いずれも被告人らが自由に作成することのできる内容虚偽の私文書に過ぎないから、右各複写文書の作成行為は、いずれも公文書偽造罪を構成せず、仮に、右各複写文書が、公文書に当たるとしても、いずれも無印公文書と解すべきであるから、原判示第一ないし第四の各事実に対し有印公文書変造・同行使の、原告示第七、第八、第一二、第一四の各事実に対し有印公文書偽造・同行使の該当法条を各適用した、原判決は、法令の解釈適用を誤つたものであり、右誤りは、判決に影響を及ぼすことが明らかである、というのである。

そこで、所論にかんがみ検討すると、文書偽造罪における「行使の目的」とは、他人に対し、偽造（変造）文書を真正な文書と主張して、当該文書の作成名義、内容につき他人を誤信させようとする目的をいうものと解すべきところ（大審院大正二年四月二九日判決・大刑録一九一五三二頁参照）、なるほど被告人らにおいて原告示第一ないし第四の原判示各証明書の原告示各事項欄の改ざん行為（変造）は、その各改ざんした各証明書の原本をいずれも真正な文書としてそれ自体を証明用に使用する意図がなかつたことは所論指摘のとおりであるが、右各証明書の改ざん行為は、これを複写機を用いてその改ざんに係る公文書と同一作成名義、同一内容の複写文書（以下写真コピーという）を作成しこれを原告示用途に使用するためであつたことは原判決の認定〈要旨〉するところであるから、被告人らとしては、物理的に右改ざんに係る原告示各証明書自体を他人に対し、行使〈要旨〉する目的がなかつたにせよ、右各証明書と同一の作成名義、内容でその原本自体の存在に取引上疑問を抱かせない後記各写真コピーを作成することにより、これを介して、右改ざんに係る原告示各証明書を真正な文書として他人に対し主張する意図であり、かかる場合、たとえ写真コピーを介するにせよ、改ざんした証明書の内容の真正を主張せんとするものである以上、行使の目的をもつて原告示各証明書を改ざんしたものと認めるに支障はないといふべきである。そして、原告示各証明書の改ざんに行使の目的を認めうる限り、改ざんによる変造行為は完成し、これを単に写真コピー作成のための準備行為ないし予備行為として不可罰視することは許されない。この点の論旨は理由がない。また、公文書偽造（変造）罪は、公文書に対する公共的信用を保護法益とし、公文書が証明手段としてもつ社会的機能を保護し、社会生活の安定を図ろうとするものであるから、公文書偽造（変造）罪の客体となる文書は、これを原本たる公文書そのものに限る根拠はなく、原本の写であつても、それが原本と同一の意識内容を保有し、証明文書としてこれと同様の社会的機能と信用性を有する

もの相写つて、紙質の原形で、内容あり、このようり、一般が識人の以上、りうる写真写り、作成の目的を達成のに当たると、員であるる法人の写りと受ら原性原判同行使罪に用技術にる理論として十分した。従つて、この点の論旨も探るを得ない。

なお、職権をもつて調査すると、原判決は、その理由「罪となるべき事実」第二において、被告人の原判決変造法人税納税証明書及び同事業税（法人）・都民税納税証明書の一括行使の事実の摘示がないのにもかかわらず、その理由「法令の適用」の項において、右第二の事実に変造有印公文書行使に関する刑法六〇条、一五八条一項、一五五条二項、同条一項を適用し、原判決の一所為数法、牽連犯の罪数処理をしたうえ、一罪として変造有印公文書行使罪（法人税納税証明書）の刑で処断し、かつ、納税証明書写二通の各変造部分は原判決第二の変造有印公文書行使の犯行為を組成した物として同法一九条一項一、二項により没収しているから、原判決は、理由相互間にくいちがいのあることが明らかであるから、原判決は、この点において到底破棄を免れない。よつて、その余の控訴趣意に対する判断を省略し、刑訴法三九七条により原判決を破棄し、同法四〇〇条但書により被告事件につき更に判決する。

当裁判所の認定した被告人に対する罪となるべき事実は、原判決第二事実中の「事実無根の内容を記載した信用保証委託書等を提出し、」とあるのを「事実無根の内容を記載した信用保証委託書等に、前記変造のうえいづれも複写機械にかけ原本と同一のものとして用意していた芝税務署長作成名義の法人税納税証明書写一通

および東京都港税務事務所長作成名義の事業税（法人）・都民税納税証明書写一通を真正なもののように装って一括提出して行使し」と付加訂正するほか、原判決に摘示するところと同じであるから、ここに、これを引用する。

証拠の標目は、原判決に掲げるところと同一であるから、ここに、これを引用する。

（法令の適用）

被告人の判示各所為につき、原判決と同一の刑罰法令を適用し、同一の科刑上の一罪の処理をし、同一の併合罪加重をした刑期の範囲内で被告人を処断すべきところ、本件は、被告人が、主犯者たる地位にあつて、原判示の共犯者らを指示命令し、右共犯者らと共謀のうえ、綿密な計画のもとに本件各犯行の重要な役割を分担実行し、多数回にわたる納税証明書等関係書類の偽造、変造、その行使等によつてばく大な金員を騙取した事案であつて、その社会的影響が大きいなど、犯情が悪質であること、被告人は、昭和四二年五月八日詐欺罪により懲役二年六月及び同六月・いずれも四年間執行猶予に処せられた前科があるのに、本件各犯行の一部が右執行猶予期間中に犯されたものであつて、被告人の刑責は重大であること、しかしながら、本件は、原判示のA協会の信用保証決定に至る審査についても問題がないわけではなく、又右保証決定があると融通手形であつても安易にこれを割引している金融機関の措置にもとがめられるべき点がないわけではないこと、被告人は結果は得られなかつたとしても、病弱の身体をおして示談、弁償のため努力を払つてきたこと、その他被告人の年齢・健康状態・反省の程度・共犯者らに対する量刑等諸般の情状を考慮して、被告人を懲役五年に処し、原審における未決勾留日数の算入につき刑法二一条を、没収につき同法一九条一項一、二、三項を、原審及び当審における訴訟費用の負担につき刑訴法一八一条一項本文を各適用して、主文のとおり判決する。

（裁判長判事 谷口正孝 判事 金子仙太郎 判事 小林眞夫）

（別紙）

（一） 原審における訴訟費用のうち、左記証人に支給した分の全額

証人B、同C、同D、同E、同F、同G、同H、同I

（二） 同左記証人に支給した分の二分の一

証人J、同K、同L、同M、同N、同O、同P、同Q、同R、同S、同T、同U、同V、同W、同X

（三） 当審における訴訟費用の全部